

栗原学園協力会会則

第一章 総 則

第 1 条 本会は栗原学園協力会と称する。

第 2 条 本会は事務局を栗原学園本部（オホーツク社会福祉専門学校内）に置く。

第二章 目 的

第 3 条 本会は学校法人栗原学園の所属する北見商科高等専修学校、北見情報ビジネス専門学校、オホーツク社会福祉専門学校及び姉妹学園北見くるみ幼稚園の健全な教育活動を幅広く支援するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三章 会 員

第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同する企業をもって構成する。

第四章 役 員

第 5 条 本会は下記の役員を置く。

1)	会 長	1 名
2)	副 会 長	2 名
3)	部 会 長	3 名
4)	会 計	1 名
5)	会計監査	2 名
6)	事務局長	1 名
7)	顧問・相談役	若干名

第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し会長不在の時は仕事を代行する。
- 3) 部長は各部の仕事を企画、運営、実施にあたる。
- 4) 会計は本会の会計業務を行う。
- 5) 会計監査は本会の会計を監査する。
- 6) 事務局長は会の円滑な運営にあたる。

第 7 条 役員の任期は2年とし、総会において選出する。また、留意は妨げない

第五章 機 関

第 8 条 総会は年 1 回開催する。

第 9 条 役員会は年 2 回開催する。

第 10 条 本会は下記の 3 つの部会を構成し、それぞれの事業を遂行する。

- 1) 雇用問題部会
採用、人事、研修、保険等、雇用に関する協議、研究、就職説明会。
- 2) カリキュラム支援部会
産学連携によるインターシップの推進及び各学校のカリキュラム支援。
- 3) 親睦部会
会員相互の親睦を図る事業の実施。

第 6 章 会 費

第 11 条 会員は年額 10,000 円の会費を総会時に納入しなければならない。

第 7 章 還付金

第 12 条 会員は学園への物品納入がある場合、原則として年間取引高の 3% を基準として総会時までには納入する。
この還付金は学園周年事業積立金とする。

第 8 章 付 則

第 13 条 会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

第 14 条 会員の慶弔については、役員会で決定する。

第 15 条 会員の入退会は役員会の決議により決定し、総会時に報告する。

第 16 条 本会則は定めなき事項には必要に応じ役員会で決定する。

第 17 条 本会則は、昭和 61 年 8 月 11 日より施行
平成 9 年 5 月 30 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正

栗原学園協力会 入会案内

「入会申込書」に各種必要事項をご記入のうえ、事務局まで送信ください。

入会申請書はこちらをご利用ください。

・pdf 入会申込書 (PDF)

・doc 入会申込書 (Word)

事務局

〒090-0817 北見市常盤町 3 丁目 14-18

オホーツク社会福祉専門学校内

栗原学園協力会事務局

TEL : 0157-25-2310

FAX : 0157-24-1690

E-Mail : honbu@kurihara.ac.jp